

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
平成30年10月16日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1800012号
厚生局事案番号 : 四国(国)第1800005号

第1 結論

昭和43年7月から昭和47年4月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年7月から昭和47年4月まで

昭和43年7月に会社を退職した後、当時の義母が国民年金の加入手続きを行い、私又は義母が集金人に国民年金保険料を納付していたはずなのに、請求期間の国民年金被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続きについて、「昭和43年7月に会社を退職した後、義母が加入手続きをしてくれた。」旨主張しているが、請求期間については、請求者の当時の夫に係る厚生年金保険被保険者記録から、請求者は国民年金の任意加入対象者に該当することが確認できるところ、国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者が当該期間に住所地を定めていたA市の国民年金被保険者台帳において、請求者の任意加入に係る手続きが行われた形跡及び請求者に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は確認できないことから、請求期間において国民年金に未加入だったと判断できる。

また、請求者は、「私又は義母が、集金人に保険料を納付していた。」旨主張しているが、i) 請求者は集金人の氏名等を記憶していないこと、ii) A市の住民課担当者は、「請求期間当時、集金人の制度はあったと思われるが、集金人に関する資料は廃棄されており確認することができず、請求者が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことも確認できない。」旨陳述していること、iii) 請求者の国民年金の加入手続き及び保険料の納付を行ったとする請求者の義母は既に亡くなっていることから、当該期間における請求者の国民年金の加入状況及び保険料納付について確認することができない。

さらに、請求者に係る請求期間の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1800013号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1800010号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年5月21日から昭和43年3月21日まで

A社には昭和32年4月1日に入社し、同社の寮に入って昭和42年5月20日まで本社の工場に勤務していた。同月21日に支店の工場へ転勤し、自宅から通勤するようになり、請求期間も同社に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「A社には昭和32年4月1日に入社し、昭和42年5月21日に支店の工場へ転勤し、請求期間も同社に継続して勤務していた。」旨主張しているが、同社は平成12年11月30日に破産廃止しており、事業主も既に死亡している上、請求者が同僚として名前を挙げた者及び請求期間に同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に照会したものの、具体的な回答を得られず、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、請求者は昭和42年5月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同年6月6日に健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる上、請求者の雇用保険の被保険者記録によると、同社に係る離職年月日は同年5月20日になっており、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と符合している。

さらに、前述の被保険者原票において、請求期間に係る請求者の氏名等は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。